

令和2年第2回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年11月30日（月）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	11月30日 午後1時30分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	山 岸 美 登 利	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	石 原 裕 介	4 番	水 野 智 見
	5 番	戸 谷 裕 治	6 番	黒 川 勝 好
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	飯 田 雅 広
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	河 瀬 広 幸
	政 推 進 策 室	室 長	黒 川 静 一		
	総 務 部	部 長	浅 野 幸 司	総 務 課 長	戸 谷 政 司
	民 生 部	部 長	寺 西 孝		
	産 業 建 設 部	部 長	肥 尾 建 一 郎		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊 藤 和 光		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石 垣 武 雄		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	小 島 昌 己	書 記	萩 野 み 代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	4 番	水 野 智 見	6 番	黒 川 勝 好	

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の変更
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第53号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第55号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長 安藤洋一君

皆さんこんにちは。

令和2年第2回蟹江町議会臨時会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

世界的に感染が収まりを見せない新型コロナウイルス感染症につきましては、国内においても第3波の感染者増加の傾向が見られ、愛知県下におきましては、11月19日に警戒領域から厳重警戒へと感染防止対策の徹底が呼びかけられるなど、大変厳しい状況が続いています。

当蟹江町におきましても、新規感染者数が以前にも増したペースで増加している状況にあります。傍聴者を含めた議場内におられます全ての方々におかれましては、いま一度、感染予防対策における基本事項である手洗い、手指消毒の徹底など、感染を防ぐ対応を心がけていただきますようお願いいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回蟹江町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名します。

ここで、本会議を一旦休憩し、直ちに議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、中村英子さん、お願いいたします。

○議会運営委員長 中村英子君

それでは、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆さんは協議会室へお集まりいただきますようお願いいたします。

○議長 安藤洋一君

それでは、本会議を暫時休憩します。

(午後1時32分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時38分)

○議長 安藤洋一君

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。
議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9 番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

それでは、ご報告いたします。

本日の協議につきましては、口頭にてご報告させていただきますので、資料はありません
ので、ご理解をお願いしたいと思います。

今、3点ほど協議をさせていただきました。

1点目は、議長から報告があると思えますけれども、会派の変更がありますので、議席の
変更ということを行いますということでございます。

2番目といたしましては、本日の臨時議会の会期は本日1日のみといたします。

そして、また本日の議事日程ですが、今申し上げましたように、少し議席の変更がありま
すので、1番目に議長より諸般の報告をしていただき、2番目に議席の変更を行い、その時
点で少し暫時休憩といたします。

その後、議案の上程をしていただき、審議、採決、そのような議事日程となっております
のでよろしくお願いたします。

以上、ご報告申し上げます。

(9 番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 安藤洋一君

日程第1 「諸般の報告」を行います。

議会運営委員長の協議結果の報告にございましたとおり、11月24日付で飯田雅広君が立憲
民主党に加わる会派の変更届が提出され、その届け出については私が受理いたしましたこと
をご報告いたします。

○議長 安藤洋一君

日程第2 「議席の変更」を行います。

さきにご報告いたしました会派の変更により、次のとおり議席を変更いたします。

飯田議員、3番から8番へ、石原議員、4番から3番へ、水野議員、5番から4番へ、戸
谷議員、6番から5番へ、黒川議員、8番から6番へ。

以上のとおりといたします。

席の移動が必要な議員には、ただいまから移動をお願いします。

席の移動のため、暫時休憩といたします。

なお、移動される席は消毒作業がありますので、しばらくお待ちください。

(午後1時41分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時44分)

○議長 安藤洋一君

日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番水野智見君、6番黒川勝好君を指名します。

○議長 安藤洋一君

日程第4 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長 安藤洋一君

日程第5 議案第53号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

まず、最初にちょっとお伺いしたいのが、今回、今まで議員と特別職については、毎年引き上げられてきたんですけども、引き上げるときの提案理由なんですけれども、人事院勧告に伴い必要だということで引き上げてきて、今回、提案理由はこの案を提出するには、議員等の期末手当の支給割合を引き下げるために必要ってあるんですけども、この点について上げるときと下げるときと違うんですけども、この辺はどうなんでしょうか。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、今回、提案理由を変更させていただいたところがございますけれども、今回、厳密

には職員の給与及び期末手当に関するものについては、人事院勧告では基本的に職員に対する勧告でございますので、議員報酬並びに特別職の報酬につきましては、職員の給与条例を準用して、職員に倣って改正させていただくこととなりますので、今回、例年、人事院勧告に伴い必要があるからであるというふうにさせていただいておりましたが、今回はより明確に整備させていただくために提案理由を変更させていただいたものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

職員は後から議案が出てきて、職員の関係は人事院勧告に伴う、それに準ずるということで解釈、人事院勧告で職員が下がったから議員も特別職も下げるよということ。

それでおいてなんですけれども、今回、5%下げるということなんですけれども。そもそも、後で聞いてもいいんですけれども、職員のほうに関係してくるから、でもほとんど同じ内容のことですので、最初に聞いておきますけれども。そもそもの今回、人事院勧告に伴い下げるって、今まで過去ずっと、僕も議員になってから毎年上げてきたんですよ。5%ぐらいずつ。今回、下げた理由というのは、どんな理由で下げたんでしょうか。

○総務課長 戸谷政司君

今回、期末手当を下げさせていただくに伴いまして、人事院のほうから勧告が出たというところでございます。こちらの勧告の内容といたしましては、一般企業と公務員との期末手当の差額の部分を平均すると、一般企業より公務員のほうが4%ほど高い状況でございました。

今回、それを官民同率というんですか、に引き下げさせていただくために、本来でいくと4%下げればいいところでございますけれども、基本的に公務員のほうの勧告に準ずるものにしましては、5%というところが基準となっておりまして、今回、5%下げさせていただいて、官民平均を取らせていただいたというところのものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

民間との差が出た、そもそもその民間との差というのが、たしかに今年は特に民間も大幅に出ないような企業もありますし、若干、増えている企業もあるんですけれども、そうなると、本当に4%ぐらいで済んでいるのか、ちょっとその辺がまいち、本当に期末手当も出ないよというところもいっぱいありますし、その辺がどこを基準として見ているのか、大企業なのか、この辺で言うと。トヨタの関係なのかちょっと分からないですけれども、その辺、もし答えられるようでしたらお願いしたい。

○総務課長 戸谷政司君

今、ご質問いただいた内容でございますけれども、ごめんなさい、細かいところのお話というのは分かりかねるところでございます。国のほうの人事院のほうでは、ある程度の基準

というものがございまして、そちらのほうで平均して取ったというところのものでございまして、ちょっとどこの企業が対象になってというところがちょっと分かりかねるような状況でございます。

以上でございます。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうから補足答弁させていただきます。

実際の民間給与の比較というところで、どの程度というご質問ですけれども、約1万2,000の民間の事業所の給与等の内容を実地調査したということはお聞きしております。ただ、今の議員ご指摘のどのくらいの規模の民間の会社かというのはちょっと不明な部分がございますけれども。

今回、お給料のほうは据え置きというところで、今回ボーナスとか報酬の関係のところの下げということですが、今回、平成22年度以来10年ぶりの引き下げというところでございます。

本来、今、議員ご指摘のように今回のボーナスの引き下げにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気の減速などの背景でもちまして、民間のボーナスが減ったというところの内容で公務員も準じて引き下げをしたと。代わりに、お給料のほうは今回据え置きになっておるんですけれども、これにつきましては、まだ新型コロナウイルスの感染拡大に伴うところの景気のところのお給料自体に、まだ人事院の調査をした段階では影響はまだ出ていないという状況でございます。

そういうところでお給料のほうは据え置きにしたということは、新聞報道でも出てございますので、恐らく来年以降のところはまともに、そういう新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気後退の影響が必ずお給料にも出てくるんじゃないかならうかという試算をしておりますけれども、今の現在のところの状況としては、そういう内容でございますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 安藤洋一君

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第6 議案第54号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

先ほどだいぶ聞いたんですけれども、今回このパートタイムのこれも引き下げによる改定なんですけれども、さきの議案、可決している議案の議員及び特別職は、今年度の12月からの支給分から対象で、これについてパートタイムの職員については、来年6月の夏のボーナスというのかそれに当たるんですけれども、これって何で違うのか、その辺についてお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、年度当初に任用通知によりまして雇用条件等通知をさせていただいております。今回、職員と議員、特別職につきましては、12月期の期末手当から引き下げさせていただくような形を取らせていただいておりますけれども、会計年度任用職員につきましては、先ほど申し上げました任用通知のところがございますので、安定的に給与等を支給させていただくために、今回、据え置きという形を取らせていただきました。その代わりに、来年度の4月から同じ率だけを下げさせていただくような形で考えて、今回、こういう形で提案をさせていただきました。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ざくっと言うと、最初の職員募集するときに、もうあらかじめこの金額ですよと、手当がこれだけですよと決めてあるから、今年に限ってはこれでいって、来年度以降変えるという解釈でいいんですかね。

○総務課長 戸谷政司君

今、議員のおっしゃられるとおり、一応、今年度についてはこのままです。次年度につきましては、年度当初のところから下げさせていただくというところで任用通知を出させてい

ただく予定でございます。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

今回のこの議案第54号について、反対の立場で討論いたします。

今、いろいろ説明していただきましたけれども、コロナの関係もあります。コロナ禍で多忙を極めている感染しないよう、緊張も強いられながら働いている町の職員であります。一般職員は人事院勧告でということ、それに準ずるということで下げるということですが、民間の給与水準が下がった自体、コロナ禍のもとでなかなか政府の対応も不十分な対策が原因だとも考えられます。

また、民間が下がったから公務員も、公務員に準拠している中小零細企業の給与も下がりかねません。痛みが分かち合うと言えれば聞こえはよいですが、こんなときこそ賃上げで景気回復するべきではないのかと考えますので、よって議案第54号に反対をいたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、年度単位で任用される会計年度任用職員の期末手当を安定的に支給するために必要な条例の改正であり、適正なものと考えますので本案に賛成いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第54号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

日程第7 議案第55号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどからずっと同じような議案がきて、一般職員、決して蟹江町の職員、高いとは言いがたいんですけども、先ほど質問の中でも給与は据え置いたということなんですけれども。実際に今回、改正が通るとほとんど部長、課長クラスも下がると思うんですけども、平均的にどのぐらい下がるものなんですか、一般職員自体は。

○総務課長 戸谷政司君

今、ご質問いただきました、平均的に今、影響額のお話だと思います。

全体的な影響額といたしましては、職員全体で約550万円ほどの減額になります。ちょっと平均的なものというのがお出しはしていないんですけども、ざっくりと言いますと大体1万5,000円から2万円ぐらいが下がってくるんじゃないかというところが想定されております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

大体550万円が影響してくるということなんですけれども、今までずっと先ほど答弁あったように、10年ぐらいずっと毎年上げ続けた中で、職員からの声というのは「え、どうして下がるの、こんなに忙しいのに」というのはないんでしょうかね。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問いただきました職員からの声というところでございますけれども、今回、条例を改正させていただいて、これは決まったことというところで皆さんにお願いをしとるというようなところでございます。

こちらにつきましては、職員組合等は事前にお話をさせていただいて、おおむねの理解を得ているというような状況でございますので、下がることに対しては不満を持っている職員はみえるかもしれませんが、ある程度、同意していただいたということで認識をしております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

5番 戸谷でございます。

少しお聞きしたいのは、周辺自治体との給料格差ですね。蟹江町の場合は安いということ

をお聞きしておりますけれども、これから5年、10年先の自治体を運営していくに当たって、人を集めるときに受けていただく人とか、やっぱりそういう人たちは敏感にそういうことを見られてやっていかれます。甘んじて、人事院勧告だから給料を下げましょう、コロナのときだから下げましょうと。出たものに関しては、提案に関しては、僕は賛成するつもりだけれども、そこら辺を少し考えていかないと、これからいい人材というのが採れなくなるんじゃないかなと。周辺自治体はどれぐらいの格差があるのかなと、私どもと。それで今、愛知県の中で蟹江町はどのランクにあるかが再度お聞きしたい。

以上でございます。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問いただきましたものにお答えさせていただきたいと思います。

まず、今、役所の関係で言いますと、基本的に使われるというのは給与の基準となるのがラスパイレス指数という指数がございます。こちらに関しては、国を100%としたときの割合というところでございます。

蟹江町につきましては、下のほうから数えた方が早い、実際のところは下から2番目というような状況でございます。こちらに関しては、職員構成上の問題もちょっとありますので、若干、係長とか課長補佐クラスのところの人材がちょっと手薄になっているという状況もございます。

現在、若手の職員につきましては、平均して採用させていただいておるという状況でございますので、こちらのラスパイレス指数については年々上がってくるかなというところで考えております。1年後、2年後というのはなかなか水準的にすぐに上がるというものではございませんので、先々、5年後ぐらいには近隣の市町村と同等ぐらいの指数になるんじゃないかというところで試算をしておるような状況でございます。

給与表につきましては、各市町で若干、差はあると思いますけれども、蟹江町につきましても近隣の周辺自治体とそう大きな差はないというところで理解をしております。

以上でございます。

○5番 戸谷裕治君

そうしましたら、そう影響がないということで、考えということで、給料の下げはいいと別に。これから周辺自治体とも人の取り合いとかで、そういうので別に大丈夫ですよということだね。安心してやっていけるんですね。平気なんだね。

○総務部長 浅野幸司君

すみません、先ほどの総務課長の答弁に補足をさせていただきます。

大変、ご心配いただいております。

今、総務課長、申し上げたように、非常にラスパイレス指数という指数がございまして、蟹江町の場合、直近のラスパイレスの指数が92という数字なんですけれども、国家公務員を

100としたところで92。ちなみに大治町さんが94.6というところがございます。いずれにしましても、内部的な昇任昇給のそこら辺のところの内規のところを実際、私が総務課長を拝命した以降に変えております。

今、総務課長が申し上げたところのいわゆる中間層ですね、主任とか係長の層が非常に蟹江町は薄いという数値的な結果が出ておりますので、そこら辺、ちなみに今年の4月、令和2年4月1日の段階で主任に昇格の職員がたしか十五、六名、一気に主任に上がって、これは主事から主任に昇給するタイミングの年数を縮めまして、短縮してたくさん有能な職員を、より上の職に格付けするというところの運用を実施をしてくまして、これが総務課長のお話だと4年、5年、後には係長になり、その上の職員が課長補佐になりというところで層が厚くなってくると思います。

今すぐ、急にラスパイレス指数が上がるわけじゃございませんけれども、数年後にはしっかり県下の一般の町村並みにはもっていきたいというような方向で今、内規も含めて一生懸命やっておりますので、決して蟹江町から人離れが起こるということは現在のところは認識しておりませんので、よろしくご理解のほうをお願い申し上げます。

以上です。

○5番 戸谷裕治君

上手にお話されまして、あまり納得できないお話だけれども、そのラスパイレス指数ですか、それを上げていくのに少し内部で無理をされているような話も出ましたね、今。急激にそういうことを、人材を登用していくとか。

だけれども、僕の言っているのはその下の部分ですね、もう一つ。これから登用していく採用のことを申し上げているので、その辺を心配しているだけで。採用してから、その採用試験とかそういうことを心配しているだけで、世間と少し給料が安いとやっぱり採りにくいとか。それは保育園ともそういう保育士さんの関係も全部あるじゃないですか。やっぱり給料が高いところに行かれ、流れているということですよ。そういうのを見ていると、僕はちょっと苦慮するなという感じで申し上げただけです。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

議案第55号に反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの議案第54号と反対理由は同じであります。一般職員、コロナ禍で本当に多忙を極めて本当に毎日忙しい仕事をしております。そんな中にたとえ人事院勧告といっても、こ

んなときこそ賃上げして、景気回復をするべきと考えますので反対をいたします。

○議長 安藤洋一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は令和2年人事院勧告に準じて必要となる条例の改正であり、適正なものと考えますので本案に賛成いたします。

○議長 安藤洋一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより、起立によって採決いたします。

議案第55号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

これで、本臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。これをもって本日の会議を閉じます。

以上で令和2年第2回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

(午後2時24分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

蟹江町議会議長

安 藤 洋 一

4 番 議 員

水 野 智 見

6 番 議 員

黒 川 勝 好